

令和元年第2回武蔵野市議会定例会提出予定議案等

1 議案

番号	件名	説明
1	武蔵野市職員定数条例の一部を改正する条例 (例規P. 151)	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。 ・嘱託職員、アルバイト職員が「会計年度任用職員(一般職)」になることに伴う改正 ・条例の適用となる一般職の職員から、「非常勤職員」、「臨時的任用職員(欠員が生じた場合において臨時の職に関するとき)」を除く。
2	武蔵野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 431)	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正を踏まえるほか、所要の改正をするものである。 嘱託職員、アルバイト職員が「会計年度任用職員(一般職)」になることに伴い、会計年度任用職員を条例の適用の対象とする改正等
3	武蔵野市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 435)	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正を踏まえ、所要の改正をするものである。 嘱託職員、アルバイト職員が「会計年度任用職員(一般職)」になることに伴い、会計年度任用職員を条例の適用の対象とする改正
4	武蔵野市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 449)	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正を踏まえるほか、所要の改正をするものである。 地方公務員法の改正に伴う規定整備等
5	武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 452)	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正を踏まえるほか、所要の改正をするものである。 ・嘱託職員、アルバイト職員が「会計年度任用職員(一般職)」になることに伴う改正 ・会計年度任用職員について、主に以下の改正を行う。 ①勤務時間を38時間45分未満/週とする(会計年度パートタイム)。 ②年次有給休暇を20日を超えない範囲で規則で定める日数とする。 ③永年勤続休暇、ボランティア休暇以外の特別休暇を与える。
6	武蔵野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 471)	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正を踏まえるほか、所要の改正をするものである。 ・嘱託職員、アルバイト職員が「会計年度任用職員(一般職)」になることに伴う改正等 ・会計年度任用職員について、主に以下の改正を行う。 ①育児休業及び部分休業に関する規定の追加 ②昇給及び勤勉手当の対象としない規定の追加
7	外国の地方公共団体の機関等に派遣される武蔵野市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 500)	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。 地方公務員法の改正に伴う規定整備等
8	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 510)	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正を踏まえるほか、所要の改正をするものである。 嘱託職員、アルバイト職員が「会計年度任用職員(一般職)」になることに伴い、会計年度任用職員を条例の適用の対象とする改正等
9	武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 547)	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。 ・条例の適用される職員から、「会計年度フルタイム」、「再任用短時間職員」を除く。 ・条例名の改正(付則において、条例名を引用している6条例の改正) ・報酬の支払方法に、時間額を追加 ・会計年度パートタイムに対する期末手当の支給 ・会計年度パートタイムについて、勤務しない場合の報酬の減額
10	武蔵野市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 (例規P. 560)	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正に伴い、所要の改正をするものである。 ・条例が適用される「一般職職員」について、一般職給与条例の適用を受ける職員とする。

番号	件名	説明
11	武蔵野市教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(例規P. 567)	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正に伴い、所要の改正をするものである。 ・条例が適用される「一般職職員」について、一般職給与条例の適用を受ける職員とする。
12	武蔵野市市税条例等の一部を改正する条例(例規P. 1095)	地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)の施行による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正等に伴うほか、所要の改正をするものである。 ①単身児童扶養者に関する改正 ・非課税措置の対象への追加 ・扶養親族申告書(給与・年金)記載事項への追加 ②軽自動車税のグリーン化特例について段階的に改正 ⇒第1条改正:重課の規定を整備し、令和2年度分及び令和3年度分の軽課を新設 ⇒第2条改正:令和4年度分及び令和5年度分の軽課を対象を電気軽自動車等に限ったうえで新設 ③軽自動車税の環境性能割に関する改正 ・非課税とする臨時的軽減の規定を新設 ・賦課徴収の特例を新設 ・税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設 ④その他地方税法等の改正に伴う規定整備
13	武蔵野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(例規P. 1625)	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第50号)の施行に伴い、所要の改正をするものである。 基準省令(従うべき基準)の改正に伴う改正 ・放課後児童支援員の受講する研修の実施者を、都道府県知事に加えて「指定都市の長」も可能とする。
14	武蔵野市介護保険条例の一部を改正する条例(例規p. 1842)	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成31年政令第118号)の施行による介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。 ・介護保険法施行令の改正に伴う低所得者(市民税非課税層)に対する保険料の軽減 ・改元に伴う改正 ・その他規定整備
15	武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例(例規P. 2229)	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)の施行による消費税法(昭和63年法律第108号)の改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)の施行による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴うほか、所要の改正をするものである。 ・使用料の算定において、消費税率の改正に伴う改正(100分の108→100分の110)を行う。 ・令和元年12月分以後の月分として算定する使用料は10%、同年11月分以前の月分として算定する使用料については8%とする。
16	武蔵野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(例規p. 2398)	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)の施行による災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の改正等を踏まえるほか、所要の改正をするものである。 ・保証人なしでも災害援護資金の貸付可能とする。 ・災害援護資金の利率を、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は据置期間中は無利子、据置期間後は年1%とする。 ・その他規定整備
17	武蔵野市給水条例の一部を改正する条例(例規P. 2704)	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)の施行による消費税法(昭和63年法律第108号)の改正及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)の施行による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、所要の改正をするものである。 ・料金の算定において、消費税率の改正に伴う改正(100分の108→100分の110)を行う。 ・令和元年12月分以後の月分として算定する料金は10%、同年11月分以前の月分として算定する料金については8%とする。
18	石神井川排水区雨水幹線切替等に関する業務委託契約	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例(昭和39年3月武蔵野市条例第11号)第2条の規定により、提案するものである。

番号	件名	説明
19	令和元年度武蔵野市一般会計補正予算（第1回）	◎1億8176万9千円補正増 （補正後の予算額 681億4776万9千円） （主な内容） ・児童処遇費 396万7千円 ・予防費 3876万8千円 ・商工振興費 1億3903万4千円
20	令和元年6月における武蔵野市議会議員の期末手当に関する条例（当初議案(2)）	令和元年6月における武蔵野市議会議員の期末手当について定めるものである。 市議会議員に対して支給する令和元年6月分の期末手当の支給率は、2.225カ月分とする。
21	令和元年6月における武蔵野市特別職の職員の期末手当に関する条例（当初議案(2)）	令和元年6月における武蔵野市常勤特別職の職員の期末手当について定めるものである。 市長、副市長、監査委員及び教育長に対して支給する令和元年6月分の期末手当の支給率は、2.225カ月分とする。
22	令和元年6月における武蔵野市一般職の職員の期末手当に関する条例（当初議案(2)）	令和元年6月における武蔵野市一般職の職員の期末手当について定めるものである。 一般職の職員に対して支給する令和元年6月分の期末手当の支給率は、次のとおりとする。 ①部長級 0.925カ月分 ②部長級以外の職員 1.225カ月分 ③再任用職員 0.65カ月分